

長期欠席等にかかわる給食費の返金について

陽春の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、生徒が疾病などのため、欠席が長くなった場合、下記により給食費を返金いたしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 欠席が長期になる場合

・疾病などで7日以上、欠席する見込みのある場合に該当します。

・連絡があった日から、2日後から給食を停止できます。

給食停止日から起算して、連続7日以上(休業日を除き・学校教育法施行令第20条より)の欠席があった場合返金します。

2 転校する場合

・転出がわかり次第、連絡をください。

返金がある場合は、その月の食数分の経費を差し引いて返金します。

3 その他

・食物アレルギーなど疾病により、パン・牛乳の注文を止める必要がある場合返金の該当になります。

・連絡は、下記の「給食停止届」をお願いします。必要事項を記入して、担任に提出してください。

・申し出がなく、給食を止めなかった場合は返金できかねます。長期欠席になる可能性がある時には必ず担任に連絡をしてください。(給食の再開は随時対応できますので、その都度連絡をお願いします。)

き り と り せ ん

給 食 停 止 届

年 組 氏名

上記の者、下記事由により、給食を停止していただきたくお届けします。

事由・期間

1 長期欠席 年 月 日 ～ 年 月 日 (見込み)

2 転出 年 月 日 転出予定

宇都宮市立国本中学校長 様

年 月 日

保護者氏名 印